

(4) 許可手数料と許可期間を定める基準

許可申請をする場合は、屋外広告物の種類や面積に応じて許可申請手数料が必要です。また、許可期間は、広告板などで3年以内など、広告物の種類に応じて以下のとおりとなっています。

種 類		単 位	金 額	許可期間基準
広告塔		1 m ²	350 円	3 年以内
広告板（サインポール他）		1 m ²	350 円	
電柱、街灯柱その他電柱に類するものの利用広告		1 個	350 円	
標識利用広告		1 個	170 円	
アーチ利用広告		1 基	3,500 円	
自動車利用広告	広告宣伝用自動車を利用するもの	1 台	2,000 円	
	その他のもの	1 台	800 円	1 年以内
掛看板		1 個	700 円	
広告幕（つり下げを含む）		1 張	350 円	3 月以内
アドバルーン		1 個	1,750 円	
紙製又は布製の立看板		1 個	170 円	1 月以内
前記以外の立看板		1 個	350 円	
はり紙		50 枚	350 円	
はり札		10 枚	350 円	
広告旗		1 本	350 円	

※ 広告塔又は広告板で、単位 1 m²未満のものは、1 m²として計算します。

※ はり紙で単位 50 枚未満のものは、50 枚として計算します。

※ はり札で単位 10 枚未満のものは、10 枚として計算します。

(5) 許可証票

許可を受けると許可証票（シール）が交付されます。許可された屋外広告物に貼付してください。なお、はり紙など証票のなじみにくいものには許可の押印をします。

（貼り紙などの場合）

